

名護市観光拠点施設多言語案内看板設置事業

仕様書

令和 2 年 10 月

名護市

企画政策課／観光課

名護市観光拠点施設多言語案内看板設置事業 仕様書

1. 目的

名護市観光拠点施設内に観光案内看板、施設案内看板及び北部広域観光案内看板を設置し、外国人観光客を含めたインバウンド観光客の利便性と快適性の向上を図ることと、北部広域観光の情報発信を目的とする。

2. 事業名 名護市観光拠点施設多言語案内看板設置事業

3. 事業場所 (1) 名護漁港 (2) ネオパークオキナワ

4. 事業期間 契約締結の日から令和3年2月26日(金)

5. 事業内容

- (1) デザイン業務 (図面、イメージ等の作成)
- (2) 翻訳業務
- (3) 看板製作業務 (案内板2基)
- (4) 看板設置箇所選定業務
- (5) 看板設置業務 (案内板2基)
- (6) 業務実績報告書等その他、事業を完成させるために必要な事項

6. 事業要件

業務内容の項目ごとに、最低限必要な要件を定める。事業の詳細については、企画提案者の提案を基に、市と協議の上決定するものとする。

- (1) デザイン業務
 - ア. 名護市観光案内(名護漁港)及びネオパークオキナワ施設内の魅力発信や北部広域観光PRに繋がるような看板のデザインを製作すること。
 - イ. 地域資源の景観に配慮したデザインを製作すること。
 - ウ. 製作後のデザイン(レイアウト、イラスト、ロゴ、キャッチコピー、文章及び図表等)の著作権は、名護市に帰属するものとする。
- (2) 翻訳業務
 - ア. 翻訳する言語は、英語、中国語(繁体語)、中国語(簡体語)、韓国語の4言語とする。
 - イ. 翻訳については、各言語において必ずネイティブチェックを実

施し、それを証明することとする。

- ウ. 但し、板面の大きさや見やすさなどの都合により言語を減らす場合は、発注者と調整すること。
- エ. 看板の多言語表記及び翻訳ルールについては、沖縄県における多言語観光案内サイン翻訳ルール（平成 29 年 9 月（平成 31 年 3 月改訂版）沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課）を基本とする。

（3）看板制作業務

観光案内等看板 2 基（名護漁港 1 基・ネオパークオキナワ 1 基）

- ① 看板の板面 H1,200mm×W1,800mm、本体は H2,000mm×W2,500mm 程度を想定。
- ② 設置場所は、名護漁港及びネオパークオキナワ施設内を予定。
- ③ 設置する看板については、両面とし、名護漁港に設置する看板については、表面に名護市観光案内図を表示、ネオパークオキナワについては、施設案内図を表示し、それぞれ、裏面には、北部周遊観光案内図を表示し、北部広域観光 PR を促進する。
- ④ 看板は、名護漁港及びネオパークオキナワ施設の景観に考慮したデザインとすること。
- ⑤ 看板は、名護市のオリジナル性があるものとする。キャッチフレーズを絡めた看板にするなど観光客にとって、名護市観光案内（名護漁港）、ネオパークオキナワ及び北部広域観光の印象が残るインパクトのあるものとする。
- ⑥ 観光客にとって見やすく、分かりやすいデザインに努める。
- ⑦ また台風等の自然災害、落書き等の人工的な被害にも強く維持管理費が殆ど掛からないものであること。

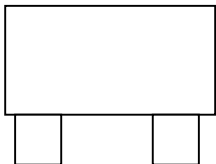
（4）看板設置業務

① 看板の設置個所及び数量（観光案内等看板 2 基）

No.	設置個所	種類	数量	備考
1	名護漁港	・名護市観光案内板 ・北部周遊観光案内板 (両面仕様)	1	施設敷地内設置
2	ネオパークオキナワ	・施設案内板 ・北部周遊観光案内板 (両面仕様)	1	施設敷地内設置

② 看板の形状及び詳細

※看板のイメージはそれぞれ次のとおりである。あくまでイメージなので、デザインはこれを踏襲していれば、形状等は提案に従う。

	種類	数量	形状	詳細
1	名護市観光案内板 及び観光施設案内 看板両面仕様	2	 (両面仕様)	(1)名護漁港：表面に名護市観光案内図を表示 (2)ネオパークオキナワ：表面に施設案内図を表示 (3)それぞれ裏面は、北部周遊観光案内図を表示

(5) その他、事業を完成させるために必要な事項

- ① 本看板設置の履行に際し、他の者の著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、発注者に不利益が生じないように請負者の責任においてこれを処理すること
- ② その他、効率的な実施のために必要な事項については、名護市と協議の上、定める。

7. 基本的事項

(1) 受託者の義務

受託者は、本事業を遂行するに当たり、業務委託契約書及び本仕様書を遵守するとともに、本事業の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確かつ丁寧の本事業を実施しなければならない。

(2) 一括委任又は一括下請負の禁止

受託者は、工事の全部若しくはその主たる部分または他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

8. 提出物

- ① 各種図面（製作図、構造物図面、構造計算書、設置施工簡図等）
- ② 受託金額内訳書
- ③ 各種写真（設置前、設置中、完成時等、日時表示を行うこととする。）
- ④ 試験成績書
- ⑤ 保証書
- ⑥ 上記成果物に係る電子媒体等
- ⑦ 翻訳実施体制図とネイティブチェックの証明書
- ⑧ その他、発注者が要求した資料

9. その他

本事業の所管課については、下記のとおりとし、事務調整（デザイン等）、契約、支払い関係などは、それぞれ所管課において行うこととする。

①名護漁港の看板設置

名護市 企画部 企画政策課

②ネオパークオキナワ看板設置

名護市 地域経済部 観光課